

「食品表示法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令」  
の概要

平成 27 年 3 月  
厚生労働省医薬食品局  
食品安全部企画情報課

趣 旨

食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）の施行に伴い、厚生労働省関係省令について所要の規定の整理等を行うもの。

改正の概要

- 食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）  
食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成 23 年内閣府令第 45 号。以下「旧内閣府令」）が廃止され、その内容が新たに創設される食品表示基準（平成 27 年 3 月下旬公布、平成 27 年 4 月 1 日施行）に統合されることから、旧内閣府令を引用している条文の改正等を行う。
- 職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）  
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）の題名が改められることから、同法を引用している条文の改正を行う。
- 厚生労働省組織規則（平成 13 年厚生労働省令第 1 号）  
健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 32 条の 3 が同法第 32 条に条ズレすることに伴い、当該規定を引用している条文の改正を行う。
- 健康増進法施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 86 号）  
健康増進法第 30 条の 2 が同法第 16 条の 2 に条ズレすることに伴い、当該規定を引用している条文の改正を行う。

施行期日

平成 27 年 4 月 1 日（食品表示法の施行の日）